単　位　事　務　名	
# 電　話　の　取　扱　い	
根拠及び参考法令	鹿児島県会計規則　【会規】 鹿児島県会計規則施行指針　【会規指針】 地方自治法施行令（抄）　【令】 ○○年度末，○○年度当初及び○○年度予算に係る出納整理期間中における会計事務の処理について（通知）　【年度末当初通知】 鹿児島県会計規則等様式指針及び記載例集
項　目	処　理　方　法
電信電話料	料金は役務費の通信運搬費として執行する。　【会規　別表第５】 年度末・年度当初の支払について １　２年度にわたる使用料と２年度にわたる基本料金が同一請求書で請求された場合は，使用料及び基本料金ともに新年度の歳出。 ２　２年度にわたる使用料と新年度に属する基本料金が同一請求書で請求された場合は，使用料及び基本料金ともに新年度の歳出。 ３　旧年度に属する使用料と２年度にわたる基本料金が同一請求書で請求された場合は，使用料は旧年度，基本料金は新年度の歳出。 【令　第１４３条第１項第３号】 【年度末当初通知】
公衆電話料等の取扱い（県有物であるもの）	公衆電話料については，歳入歳出外現金に準じて取り扱うものであること。 【会規指針　第５９⑸】 歳入歳出外現金の出納 受入…直接収納する場合は現金収納（払込）票で処理 払出…払出命令票により決裁を受け処理 ↓ ただし，公衆電話料は財務会計システムの歳計外現金管理対象外のため出納員口座で管理することとなるので・・・ 受入…手書き現金収納（払込）票を作成し，出納員口座へ入金 払出…手書き払出命令票を作成し，口座から支出 公衆電話の委託手数料は，県の歳入（雑入）として，予算主務課（学校施設課）に現金収納払込票で収納する。

決裁区分	決裁権者	決裁回議	起案者	TEL
	㊞	㊞ ㊞ ㊞	㊞	

現金収納年月日
○○年10月5日

歳入歳出外現金収納（払込）票

書類区分	収支区分	所属
		○○高校
2 24	31 1	37 320200

年度	歳計外区分
62 ○○	29 99

金額				支払年月
43		2	190	年　月

ただし
「　月分」の報酬・賃金等に係る所得税・社会保険料
その他（　公衆電話料　）

納入義務者	原符使用番号
	冊第　号
鹿児島県立○○○高等学校	自No.
出納員　○○○○	至No.

所得税徴収高計算

区分	実人員	延人員	支給総額
75	77	82	87

注に支支払年う月べ欄きに年は月，を税記務入署す，る社°会保険事務所

本書の金額を領収しました。

（払込人）

鹿児島県立○○○高等学校
出納員　○○○○

領収済印
㊞

（納入者用）

歳計外区分

91所得税
92市町村民税・県民税
93社会保険料
99その他

振込先口座

出納長　22（所得税）
〃　12237（市町村民税・県民税）
〃　897321（社会保険料）

出納機関	決裁区分	決裁権者	決　裁　回　議	起票者

主務課	決裁権者	決　裁　回　議	担当者

歳計外

払　出　命　令　票

年　　度	○○　年度	起　票　日	○○ 年 ○○ 月 ○○ 日
支払処理区分		T　E　L	
払出命令番号		受入番号	
主務課・かい	３２００００	桜島高等学校	
出納員所属			
会計区分			
繰越区分			
整理区分　大分類			
整理区分　中分類			
整理区分　小分類			
整理区分　細分類			
払出命令額		払出可能額	

受　領　者　郵便番号　　－　　取引予定者番号

住　所　　西日本電信電話株式会社　　鹿児島支店長（鹿児島市松原町4-62）

氏　名　　鹿児島県会計管理者　　（鹿児島市鴨池新町10-1）

債権者氏名	
内　　容	１２月分電話料　　円 公衆電話手数料　　円
支払方法	
支払区分	
金融機関	
口座番号	
決裁日付印	備　　考
出納機関	
支払日	○○年○○月○○日

［手書き用］

決裁区分	決裁権者	決　裁　回　議	起票者	ＴＥＬ
	㊞	㊞　　㊞　㊞	㊞	

現金収納（払込）票

現金収納年月日
○○年○○月○○日

書類区分	収支区分	主管課・かい	予算主務課
		○○○　高校	学校施設課
2 2　4	20 1	4 3　2　0　2　0　0	10 3　0　2　0　0　7

年度		会計区分	繰越	科	款	項	目	節	細節
16 ○	○	18 0　1	31 0	目	21 1　4	23 0　8	25 0　1	27 0　1	29

金額												調定番号							
58								3	2	0	1	84							

ただし				
公衆電話委託手数料	内訳番号	93		
	月　別	97		

納入義務者	原符使用番号
Ｎ　Ｔ　Ｔ　西　日　本	冊第　　号
	自No.
	至No.

本書の金額を領収しました。

領収済印
㊞

（払込人）
鹿児島県立○○○高等学校
出納員　○　○　○　○